日調連発第２６５号
平成２６年１２月２６日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正等について（参考送付）

法務省民事局民事第二課から標記に関する情報提供が別添のとおりありましたので送付します。

本件は、主に登記識別情報に係る不動産登記事務の取扱いに関するものです。

つきましては、当該取扱いについての貴会会員への周知方について配意いただきますようお願いします。

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第８５２号
平成２６年１２月２５日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公 印 省 略）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し，別紙の１，２及び７については平成２７年２月２３日から，別紙の３及び８については平成２７年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から，別紙の４から６までについては本日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，平成２７年２月２３日に別紙の３及び８を実施する登記所については，別紙の７は実施しないものとします。

別紙

１　第３７条第１項に次の一号を加える。

(5) 当該登記識別情報その他の登記官の使用に係る電子計算機において登記名義人を識別するために必要な情報を表すバーコードその他これに類する符号

２　第３７条第２項中「同条第２項の措置として，登記識別情報」の下に「及び前項第５号に規定するバーコードその他これに類する符号」を加える。

３　第３７条第２項中「見えないようにするシールをはり付ける」を「見えないように用紙を折り込みこれを被覆し，その縁をのり付けする」に改める。

４　第４９条第３項中「第２号及び第４号」を「第３号及び第５号」に改める。

５　第１１９条第２項中「前条」を「第１１８条」に改める。

６　第１３３条第１号中「登記事項証明証等」を「登記事項証明書等」に改める。

７　別記第５４号を次のように改める。

別記第５４号（第３７条第２項関係）

登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について，下記のとおり通知します。

【不動産】

【不動産番号】

【受付年月日・受付番号（又は順位番号）】

【登記の目的】

【登記名義人】

（以下余白）

記

登　記　識　別　情　報

○○○－○○○－○○○－○○○　符号

平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所

登記官　　職印

（注）○部分には登記識別情報を記載する。

８　別記第５４号を次のように改める。

別記第５４号（第３７条第２項関係）

登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について，下記のとおり通知します。

【不動産】

【不動産番号】

【受付年月日・受付番号（又は順位番号）】

【登記の目的】

【登記名義人】

（以下余白）

平成　　年　　月　　日

法務局　　出張所

登記官　　職印

記

登　記　識　別　情　報

												符号

１　不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）の一部改正　新旧対照表（第３７条，第４９条，第１１９条，第１３３条関係）【平成２７年２月２３日までに実施する分】

（傍線部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（登記識別情報の通知） 第３７条　登記識別情報の通知は，登記識別情報のほか，次に掲げる事項を明らかにしてするものとする。 (1) 不動産所在事項及び不動産番号 (2) 申請の受付の年月日及び受付番号又は順位番号並びに規則第１４７条第２項の符号 (3) 登記の目的 (4) 登記名義人の氏名又は名称及び住所 (5) 当該登記識別情報その他の登記官の使用に係る電子計算機において登記名義人を識別するために必要な情報を表すバーコードその他これに類する符号	（登記識別情報の通知） 第３７条　登記識別情報の通知は，登記識別情報のほか，次に掲げる事項を明らかにしてするものとする。 (1) 不動産所在事項及び不動産番号 (2) 申請の受付の年月日及び受付番号又は順位番号並びに規則第１４７条第２項の符号 (3) 登記の目的 (4) 登記名義人の氏名又は名称及び住所 （新設）
２　規則第６３条第１項第２号又は同条第３項に規定する登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）は，別記第５４号様式によるものとし，同条第２項の措置として，登記識別情報及び前項第５号に規定するバーコードその他これに類する符号を記載した部分が見えないようにするシールをはり付けるものとする。	２　規則第６３条第１項第２号又は同条第３項に規定する登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）は，別記第５４号様式によるものとし，同条第２項の措置として，登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールをはり付けるものとする。
３～６　（略）	３～６　（同左）
（資格者代理人による本人確認情報の提供） 第４９条　（略） ２　（略）	（資格者代理人による本人確認情報の提供） 第４９条　（同左） ２　（同左）

３　前項第３号及び第５号の証明書は，発行後３月以内のものであることを要する。 ４　（略）	３　前項第２号及び第４号の証明書は，発行後３月以内のものであることを要する。 ４　（同左）
（管轄区域がまたがる場合の登記完了の通知の様式等） 第１１９条　（略） ２　第５条の場合には，規則第４０条第３項及び第４項の規定に準ずるものとする。この場合においては，第１１８条第５号及び前項の規定を準用する。 ３・４　（略）	（管轄区域がまたがる場合の登記完了の通知の様式等） 第１１９条　（同左） ２　第５条の場合には，規則第４０条第３項及び第４項の規定に準ずるものとする。この場合においては，前条第５号及び前項の規定を準用する。 ３・４　（同左）
（登記事項証明書等の作成の場合の注意事項等） 第１３３条　（略） (1) 主任者は，作成した登記事項証明書等が請求書に係るものであることを確かめなければならない。 (2)～(7)　（略）	（登記事項証明書等の作成の場合の注意事項等） 第１３３条　（同左） (1) 主任者は，作成した登記事項証明証等が請求書に係るものであることを確かめなければならない。 (2)～(7)　（同左）

２　不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）の一部改正　新旧対照表（第３７条関係）【平成２７年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施する分】

（傍線部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（登記識別情報の通知） 第３７条　（略） ２　規則第６３条第１項第２号又は同条第３項に規定する登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）は，別記第５４号様式によるものとし，同条第２項の措置として，登記識別情報及び前項第５号に規定するバーコードその他これに類する符号を記載した部分が見えないように用紙を折り込みこれを被覆し，その縁をのり付けするものとする。 ３～６　（略）	（登記識別情報の通知） 第３７条　（同左） ２　規則第６３条第１項第２号又は同条第３項に規定する登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）は，別記第５４号様式によるものとし，同条第２項の措置として，登記識別情報及び前項第５号に規定するバーコードその他これに類する符号を記載した部分が見えないようにするシールをはり付けるものとする。 ３～６　（同左）

法務省民二第８５３号
平成２６年１２月２５日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正に伴う登記事務の取扱い等について（依命通知）

標記については，本日付け法務省民二第８５２号民事局長通達（以下「本通達」という。）において通達されたところですが，これに伴う登記事務の取扱い等については，下記のとおりですので，留意願います。

記

第１　改正に伴う不動産登記事務の取扱いについて

１　登記識別情報の通知事項の追加（第３７条第１項及び第２項関係）

(1) 追加内容

申請人が電子申請をする際の登記識別情報の入力の負担軽減及び登記識別情報の照合の効率化を図るため，登記識別情報の通知に，登記官の使用に係る電子計算機において登記名義人を識別するために必要な情報を格納したＱＲコード（二次元バーコード）も明らかにしてすることとされた。

なお，当該ＱＲコードを読み取るために必要な機器については，別途配備される。

(2) 追加時期

平成２７年２月２３日以降に作成する登記識別情報の通知から追加される。

２　登記識別情報通知書の登記識別情報の秘匿方式の変更（第３７条第２項

関係）

(1) 変更内容

登記識別情報通知書の登記識別情報の秘匿方式として，登記識別情報を記載した部分にシールを貼り付ける方式に代え，当該登記識別情報を記載した部分が隠れるよう用紙を折り込み当該記載部分を被覆し，その縁をのり付けする方式（以下「折り込み方式」という。）に変更することとされた。

(2) 変更時期

(1)の変更は，現在登記所に設置されている登記識別情報通知用印刷装置では行うことができないことから，当該印刷装置のリプレースに併せて実施する必要があるため,当該リプレースが実施された登記所から,順次,折り込み方式による登記識別情報通知書が発行されることとなる。

なお，変更開始日については，登記所ごとに別に定めるとされているところ，これについては別途通知する。

３　登記識別情報通知書の様式について

上記１及び２のとおり，平成２７年２月２３日以降は登記識別情報通知にＱＲコードが追加され，折り込み方式による登記識別情報通知書は同日以降登記識別情報通知用印刷装置のリプレースが実施された登記所から発行が開始されることとなる。

上記１の通知事項の追加に伴う変更後の登記識別情報通知書の様式は，本通達別紙の７のとおりであり，上記２の秘匿方式の変更に伴う変更後の登記識別情報通知書の様式は本通達別紙の８のとおりである。

なお，これらが同日に実施される登記所においては，登記識別情報通知書の様式は本通達別紙の７の様式を用いることなく，直ちに本通達別紙の８の様式を用いることとなる。

４　周知の方法

上記１から３までのとおり，登記識別情報通知書の様式が変更となる際には，当該変更開始日等について，登記所の掲示場その他の登記所内の公衆の見易い場所への掲示や法務局のホームページでの公開などの方法により，周知を図るものとする。

第２　登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読

み取れない状態になった場合の登記識別情報の再作成について

平成２２年３月１９日付け法務省民二第４６０号民事局長通達の記の第１において，再作成の対象となる登記識別情報通知書については，平成２１年１０月まで使用されていたデザインを変更する等の方策を講じる前の証明書用紙（地紋紙）により作成されたものに限るとされているところ，当該方策を講じた後の証明書用紙により作成された場合においても同様の事象が確認されていることから，平成２７年２月２３日以降においては，その対象を登記識別情報の秘匿方法としてシールを使用している全ての登記識別情報通知書に拡大することとする。